

## 令和6年度第4回船橋警察署協議会

### 1 開催日

令和7年3月13日（木曜日）

### 2 開催場所

船橋警察署

### 3 出席者

(1) 協議会側 10人

(2) 警察署側 署長以下14人

### 4 治安概況等の説明について

(1) 「頼れる、誇れる、思いやりのある千葉県警察」への取り組みについて

(2) 管内の犯罪発生状況と抑止方策等について

### 5 委員からの意見・要望等

#### (1) 【質疑】 自転車運転時のヘルメット未着用について

自転車利用時におけるヘルメット着用努力義務化されて2年経過するが、多くの自転車利用者がヘルメットを着用していない実態となっている。

着用率を上げるために講じている施策について知りたい。

【回答】千葉県警では自転車安全利用推進プロジェクトを推進しており、同プロジェクトの更なる推進を図ってます。企業、学校、団体等に対して、「自転車安全利用の推進宣言」を実施していただくことを促し、宣言していただいた企業等に対して、原則、年1回の交通安全講話や交通安全教室を行うなどして、自転車乗車用ヘルメット着用についての働きかけを実施してます。

当署では、商業施設などで自転車安全利用に関してのキャンペーンを実施するなどして自転車乗車用ヘルメット着用の呼びかけ、また、管内の高校などでポスターやチラシを活用した着用推進を実施してます。

当署における今後の取り組みとして、管内の高校等が入学時期を迎えることから、入学者説明会で自転車事故の特徴や自転車乗車用ヘルメット着用の重要性を伝えるチラシなどを配布して着用推進を図り、広報媒体、各種キャンペーンを通じての広報啓発活動、警察官による街頭監視活動及び指導取締りなどにより、自転車乗車用ヘルメットの着用向上に取り組んでいきます。

#### (2) 【質疑】 リフォーム業者による写真撮影について

リフォーム業者がドローンを飛ばし、家人の許可を得ることなく、自宅の屋根を撮影することがあると聞いた。家人の許可なく自宅を撮影する行為は盗撮には該当しないのか。

【回答】一般的に言われている盗撮は、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」という法律によって規制されており、この法律は、人の性的な部位や人が身に着けている下着のうち、現に性的な部位を直接又は間接に覆っている部分をひそかに撮影する行為が規制対象となりますので、人が目視できる部分を撮影することは規制の対象となっておりません。

「ドローンを飛ばし」という部分につきましては、航空法の規定により、国

土交通省の許可を得ずに空港や人口密集地などでドローンを飛ばした場合、法律違反となる場合があります。

ご質問の場合、一般的な「盗撮」として「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反」には該当しませんが、家の立地などによっては航空法違反などに該当することがありますので、このような被害にあった場合は警察にご相談下さい。

**【説明】 協議会委員からの説明**

「住まいの防犯対策補助事業」について説明

6 答申等に対する措置結果

なし

7 その他

なし